

## 九州短期大学共創プラットフォーム経営改革に関する覚書

九州短期大学共創プラットフォーム(以下「本連携プラットフォーム」という。)は、学校運営面・教学面において、人的リソースや各種システムの共同化等、複数の短期大学が強固な連携関係を構築することで、効果的・効率的な短期大学運営を実現し、運営機能の共同化・高度化を図る経営改革を行うことを目的として、「短期大学コンソーシアム九州の活動に係る包括協定(平成29年4月1日締結)」に基づき、次のとおり経営改革の連携プラットフォームを構築することに合意したので、ここに覚書を取り交わすものとする。

### (目的)

第1条 本連携プラットフォームは、学校運営面・教学面において、人的リソースや各種システムの共同化等、複数の短期大学が強固な連携関係を構築することで、効果的・効率的な大学運営を実現し、短期大学等運営機能の共同化・高度化を図る経営改革を行うことを目的とする。

### (構成)

第2条 本連携プラットフォームは、この覚書に参加する短期大学(以下、「参加校」という。)をもって構成する。

### (活動)

第3条 本連携プラットフォームは、第1条に規定する目的を達成するため、参加校の構成員が次に掲げる活動を行う。

- (1)カリキュラムの共通化に関する事項
- (2)教員の相互活用に関する事項
- (3)学生活動等の相互支援に関する事項
- (4)事務機能の合理化・効率化に関する事項
- (5)教職員の能力向上に関する事項
- (6)施設・設備の共同利用に関する事項
- (7)その他本連携プラットフォームの事業推進に関する事項

### (統括委員会)

第4条 本連携プラットフォームに、事業実施体制の運営方針や事業実施等に関する事項を審議し、外部評価を行うために、「プラットフォーム統括委員会(以下、「統括委員会」という。)」を置き、参加校の学長をもって組織する。

### (推進委員会)

第5条 前条の統括委員会のもとに、「プラットフォーム推進委員会(以下、「推進委員会」という。)」を置き、推進委員会は、参加校の本事業担当者をもって組織し、事業の企画立案、各部会の活動内容の集約調整、管理運営及び自己点検・評価を行う。

### (部会)

第6条 前条の推進委員会のもとに、財務調整部会、教学システム部会、人的リソース部会、地域連携部会、学生支援部会を置き、参加校は部会を分担して主担当となる。

### (自己点検評価・外部評価)

第7条 本連携プラットフォームの目的達成や事業の進捗状況等を把握し、事業の適切な修正のため、自己点検評価を行うとともに外部評価を受ける。

### (経費)

第8条 本連携プラットフォームの統括委員会、推進委員会、部会への出席に係る旅費等については、それぞれの参加校の負担とする。

### (事務局)

第9条 本連携プラットフォームの代表校を、当分の間、西九州大学短期大学部とする。

### (有効期間)

第10条 本覚書の有効期間は、令和6年8月27日から令和12年3月31日までとする。ただし、この覚書は、有効期間満了の90日前までに参加校から文書により覚書の終了の申出がない限り、更に1年ごとに自動的に延長されるものとする。

### (補則)

第11条 この覚書の解釈に疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項については、参加校が協議して定めるものとする。

### 附 則

この覚書は、令和6年8月27日から施行する。

令和6年8月27日

西九州大学短期大学部 学長

福元裕二

長崎女子短期大学 学長

橋本剛

長崎短期大学 学長

安部 恵美子